

一般社団法人
民事信託
活用支援機構・理事

弁護士
伊東大祐氏

一般社団法人 民事信託活用支援機構
民事信託に関わる専門家同士が連携し、民事信託の健全な活用を実現することを目的に2015年に設立。専門家会員組織「専門家協議会」の会員に対し、相続・事業承継対策等のための信託の活用に関する提案業務の援助、信託活用に関する情報提供により会員を支援。お問い合わせURL: <http://www.shintaku-shien.jp/>

第3回 信託と遺留分の関係

昨今、弁護士に対し、専門家として適切なアドバイスを求められる『民事信託』。この連載では、『民事信託』の基礎とトピックスを一般社団法人民事信託活用支援機構より全面的な協力を得てお届けします。第3回は、『信託と遺留分の関係』を解説します。

① 遺留分制度の改正と信託

今号では遺留分制度の改正内容と、改正法下での信託と遺留分の関係について解説します。

なお、この改正については、平成31年7月1日に施行されることが決まりました。

② 遺留分制度の改正

(1) 金銭請求権化

改正前においては、一定範囲の相続人に遺留分という最低限の相続分を保障し、それを遺贈・贈与への「減殺」という形で保護することとしていました。遺留分権者が遺留分侵害者に対し「減殺請求」の意思表示をすると、その結果物権的な効果が生ずることとされ、遺産を構成する全ての財産上に遺留分侵害割合に応じた共有持分が生ずるものとされていました。

相続について対立的立場にある相続人・受遺者・受贈者と遺留分権者が、減殺請求の結果異趣同舟の共有関係に立つこととなる結果については、適切でないとの批判が多かったです。

■ 改正前と後の遺留分侵害に対する主張と効果

	権利行使	効果
改正前	遺留分減殺請求	物権的な効果
改正後	遺留分侵害額請求	金銭債権

事業承継の妨げになるとの指摘や、遺留分侵害割合による共有持分は、分母分子とも極めて大きな数での持分割合になることが多く、持分処分が妨げになっているとの指摘もされていたところでした。

改正法は、この遺留分の性格を大きく改め、遺留分権者は、受遺者・受贈者に対し、「遺留分侵害額請求権」という金銭請求権を有することとされました。

「減殺請求」とその物権的效果としての共有・準共有関係の成立という構成を全面的に改め、遺留分権者は侵害者に対し、金銭の支払請求権を有するのみとされることとなりました。

これに伴い、ただちに金銭請求に応じられない受遺者・受贈者においては、債務の全部又は一部について相当の期限の許与の申立を裁判所に行うことができることとされました。

(2) 相続人に対する贈与の限定と対象期間の拡大

相続人に対する贈与については、いわゆる特別受益に該当するものに限定するとともに、遺留分算定にその価額を算入される期間を相続開始前10年間に拡大しました。

③ 信託との関係

(1) 従前の議論

信託と遺留分の関係については、遺言による信託のみならず、生前の信託契約も、減殺の対象となることについては争いはなく、減殺対象・減殺請求の相手方・減殺の効果について、大きく2つの説が主張されていました。

第一の説は、「信託行為説」・「受託者説」・「信託財産説」というものです。遺留分を侵害する行為を信託を設定する信託行為ととらえ、減殺請求は信託行為で財産を取得した受託者に対して行い、信託行為が一部無効となるとするもので、減殺請求の結果信託財産という財産上に共有・準共有持分権が生ずるとするものです。

第二の説は、「受益者説」・「受益権説」というものです。遺留分を侵害する行為を、信託行為自体ではなく、それによる受益権の不均衡な帰属の点にとらえ、減殺請求は信託行為自体についてではなく、信託行為による受益権の帰属に対して行うものとします。減殺請求の意思表示は過分に受益権を得ている受益者に対して行い、遺留分権者には遺留分侵害割合に相当する受益権の準共有持分が生ずる、とするものです。

第一の説が通説とされていましたが、第二の説も有力でした。

第一の説によると、信託行為自体が一部覆滅され、信託財産自体が共有となってしまうこととなりますが、それに対する批判は、今回の法改正にも通ずる方向性を持っていました。

(2) 改正法下における両説

改正法の下でも遺留分侵害額請求を受けるのは受託者か受益者か、遺留分を算定するための財産の価額は信託財産自体の価額とするか、受益権の評価額とするか等について、従前の両説に相当する二つの考え方がありうるところです。

しかし、改正法においては、遺留分権者の権利が金銭債権化されたため、信託行為の一部覆滅という問題や、信託財産の共有という問題がなくなっています。この点で、従来「信託行為説」・「受託者説」・「信託財産説」に向けられていた批判が妥当しなくなっています。

(3) 「受益者説」・「受益権説」の困難性の露呈

遺留分権者の権利が金銭債権化された結果、上記のとおり「信託行為説」・「受託者説」・「信託財産説」の難点が解消された反面、新たに「受益者説」・「受益権説」の実務的困難性が露呈してきています。

後継ぎ遺贈型受益者連続信託においては、委託者＝当初受益者死亡時に遺留分の問題が生じます。

この場合、第二次受益者、その死亡後の第三次受益者は、それぞれ次のような受益権を取得するものと考えられています。

第二次受益者は、委託者＝当初受益者が存命中は信託財産からの給付を受けられませんが、委託者＝当初受益者が死亡したときから、信託財産からの給付を受け始めます。また、第二次受益者が信託財産から給付を受けるのはその死亡のときまでで、自らの死亡によって受益権は消滅することとされます。即ち、委託者＝当初受益者の死亡という不確定の始期と、自らの死亡という不確定の終期が付された権利を持つのが第二次受益者です。

第三次受益者は、第二次受益者が死亡したときから信託財産からの給付を受け始めます。終期は信託行為の定めによりますが、第二次受益者の死亡という不確定の始期が付された権

利を有しているものとされます。

そして、これら第二次受益者・第三次受益者の受益権は、関係者の死亡で発生するとは考えられておらず、信託行為(信託契約)当初から始期・終期等が未確定で生じていると考えられています。

その結果、委託者＝当初受益者死亡の際に、受益者から排除された遺留分権者からは、第二次受益者・第三次受益者の遺留分侵害割合に応ずる遺留分権を主張されることとなります。いまだ給付を受けられる始期が到来していない第三次受益者も減殺請求の対象者であるのです。

改正前の遺留分減殺→物権的效果という構成であれば、結果的に遺留分権者に割合的に受益権を帰属させれば済みます。第三次受益者も減殺に応じて受益権を手放してはいるのですが、積極的出捐は要りません。

ところが、改正法の下では、遺留分権者の権利行使は、遺留分侵害額請求という金銭債権の行使であり、いまだ何らの給付も受け得ない第三次受益者も当該請求金額の支払いを余儀なくされます。

これは実務的には実施不可能な帰結というほかありません。不確定期限付の受益権の評価問題もさることながら、「受益者説」・「受益権説」によっては、いまだ給付を受け得ない始期未到来の受益権を有する者も請求対象となってしまうのです。

(4) このような不合理な結果を回避するには、遺留分侵害額請求に備えた資金準備をしておくか、遺留分権者にも割合的な受益権を付与しておくなどの対策が必要とされます。その場合にも、旧来の「信託行為説」・「受託者説」・「信託財産説」による計算をするのか、「受益者説」・「受益権説」による計算をするのかの問題は、いまだ残っています。



Profile | 伊東大祐氏

村上総合法律事務所、弁護士(東京弁護士会信託法研究部・平成24年度・25年度部長)。一般社団法人民事信託活用支援機構理事・同機構専門家協議会副会長。ひまわり信託研究会代表。日本弁護士連合会信託センター員。信託法学会員。新井誠教授主宰民事信託研究会メンバー。



民事信託 受託者の実務

(一社)民事信託活用支援機構・編
日本法令
376頁/A5判/3,780円(税込)
民事信託実務を基礎知識のほか、書式例、フローチャート、チェックリストを示して解説。巻末には関連法令を集約。